

選書協力員に関する件

(平成十四年三月三十一日館長決定第八号)

改正 平成 十六年三月 十九日館長決定第二号

同 十八年十月二十六日同 第七号

同 二十二年四月 一日同 第二号

- 1 図書館資料及び電子情報の選書又は選定（以下「選書等」という。）に関する事務をつかさどる課に、選書等の事務を兼ねて行う職員として、選書協力員若干人を置くことができる。
- 2 選書協力員は、選書協力員として所属する課の課長の命を受けて、選書等の事務を行う。
- 3 選書協力員は、職員のうちから館長が命ずる。

附 則

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月十九日館長決定第二号)

本件は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年十月二十六日館長決定第七号)

本件は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成十八年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

(施行の日 平成十八年十月二十六日)

附 則 (平成二十二年四月一日館長決定第二号)

本件は、平成二十二年四月一日から施行する。